

法定相続情報証明制度の周知に関する情報収集（結果）

— 制度周知の促進の一助となるよう法務局・市区町村に情報提供 —

中部管区行政評価局では、行政上の課題の解決を目指して、地域の課題に関する情報を収集し、必要に応じて関係機関等に提供しています。

今回、当局は、法務局の法定相続情報証明制度（以下「相続証明制度」という。）（注）の利用促進に資するよう、名古屋法務局及び愛知県、岐阜県、三重県の全市区における制度の周知状況について情報収集を実施しました。

（注） 各種相続手続（相続登記、相続税申告、年金、預貯金払戻等）で戸籍謄本等の代わりに利用できる「法定相続情報一覧図の写し」（以下「相続一覧図（写）」という。）の交付が受けられる制度（裏面参照）

① 情報収集の背景

当局管内センターの行政相談窓口「きくみみ」（裏面参照）で次のような相談を受けました。



法務局で相続一覧図（写）を交付してもらおうとしたところ、申請から交付まで日数がかかると言われた。周知チラシをみて、簡単な手続ですぐ交付されると思ってしまった。

市町村で戸籍謄本等を請求する際と同じ感覚で、一覧図（写）が即日交付されると思ってしまったのかな？
全国の行政相談窓口「きくみみ」でも、制度に関する照会や周知に関する意見要望が複数あるみたい…
便利な制度だから、分かりやすく周知されないかな。



（当局評価監視キャラ：じょーじくん）

② 情報収集（結果）

名古屋法務局、岐阜地方法務局及び津地方法務局

- 相続証明制度の利用は年々増加傾向にあり、同制度は、相続登記以外にも、預貯金の払戻、相続税の申告、年金等の相続に伴う各種手続において広く利用されている。

【相続一覧図（写）の交付通数（3法務局計）】 令和2年：約9.7万件 **2倍** 同5年：約19万件

- 市区町村、金融機関、士業団体、葬儀業者等に対して本制度の周知・広報等の協力を依頼している。

愛知県、岐阜県及び三重県の全88市区

- ホームページの「おくやみ手続」等周知ページ（56市区）や、おくやみハンドブック等（51市区）において、同制度に関する案内が行われている。これらの中には、法務局連絡先以外にも、制度利用のメリットや相続一覧図（写）の交付に数日かかることが詳しく案内されている例もみられた。
- 市区のおくやみコーナーや死亡届の届出窓口等（69市区）、戸籍謄本等の交付請求窓口（39市区）において、法務局のチラシの配布・設置、ポスター掲示、相続証明制度についての案内を掲載したおくやみハンドブック等の配布等により、制度周知に協力している（庁舎のスペース等の都合上、チラシやポスターの設置ができないとする市区も一部あり、協力範囲は異なる）。
- 市区担当者から、「申出手続と相続一覧図（写）の交付が別日になる旨をあらかじめ案内してほしいとの声が市民からあった。」、「職員向けの制度資料、研修等があると市民対応時に助かる。」などの意見が聴かれた。



（詳細は「行政評価局レポート」参照）

（裏面「③結果を踏まえた対応」へつづく）

③ 結果を踏まえた対応

名古屋法務局に対して、情報収集結果を提供し、市区町村と連携した相続証明制度のより一層の周知と、市区町村への資料提供などの支援を依頼しました。

また、愛知県、岐阜県及び三重県の全市町村に対して、今後、ホームページやおくやみハンドブック等の作成・更新や住民対応への参考にいただけるよう、88市区における本制度の周知状況、参考事例について情報提供しました。

さらに、当局管内の行政相談委員（下記参照）に対して、相談対応の参考資料として、情報収集結果を提供します。



（当局評価監視キャラ（見習い）：かんちゃん）

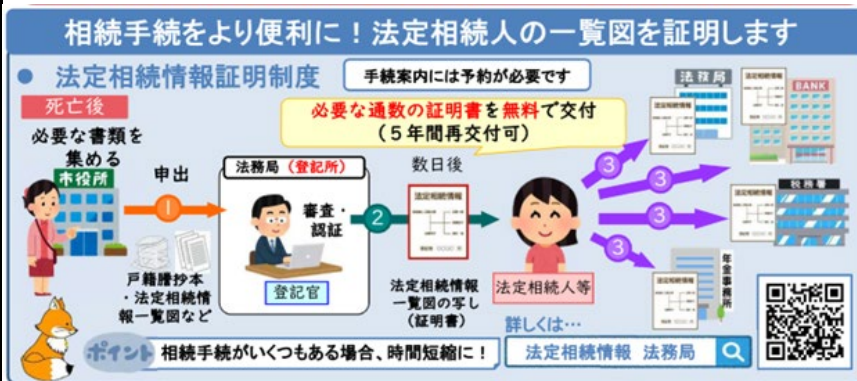
<参考>

法定相続情報証明制度（概要）

相続人が、相続関係を一覧に表した「法定相続情報一覧図」とともに、戸除籍謄本等を管轄の法務局に提出し、制度利用を申し出ることにより、登記官が同一一覧図に認証文を付した写しを5年間無料で交付するという制度（平成29年5月創設）。

なお、本制度は、相続登記を促進するために創設されたものだが、相続登記をしない者でも利用することが可能であり、交付された同一一覧図（写）は、戸除籍謄本等の代わりに相続関係を証明する公的書類として、相続登記以外でも、各種手続（相続税申告、年金、預貯金払戻等）で利用できる。

<法定相続情報一覧図（写）>（イメージ）



法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地
最後の本籍 ○県○郡○町○番地	出生 昭和○年○月○日
出生 昭和○年○月○日	(長男)
死亡 平成○年○月○日	法務太郎 (申出人)
(被相続人)	住所 ○県○市○町○番地○号
法務太郎	出生 昭和○年○月○日
	(長女)
	相続人 法務花子

住所 ○県○市○町三丁目○番○号
出生 昭和○年○月○日
(妻)
法務花子

作成日：○年○月○日
作成者：住所 ○県○郡○町○番地
氏名 法務太郎

これは、令和○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和○年○月○日
○法務局○出張所

登記官 ○○ ○ 職印

注）本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号S00000 1/1

（注）法務局HP「法定相続情報証明制度」について（<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page/000013.html>）及び名古屋法務局チラシ（名古屋法務局HP（<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/content/001431846.pdf>））を基に当局が作成した。

行政相談窓口「きくみみ」・行政相談委員

総務省の行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組みです。

「きくみみ」は、総務省の行政相談窓口の愛称で、各都道府県庁所在地などに設置されています。

また、行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、各市（区）町村に配置されており、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

総務省の行政相談では、
国民一人一人の「困った」に
「きくみみ」をもって対応します。



【連絡先】

総務省 中部管区行政評価局
担当：第2評価監視官室
評価監視官 加藤
電話：052-972-7428（直通）